

## 医療機関等で健康保険証のみ提示し、

### 健康保険の自己負担分（医療費の1割～3割）をお支払いされた場合



医療機関等の窓口で医療費負担が減額されず、助成を受けることができないことがあります。そのような場合、ご負担いただいた医療費の一部（または全部）を神戸市から後日払い戻し、助成することとなっています。

どんな場合が該当するの？



- 兵庫県内の医療機関等で受給者証を提示せずに受診した場合
- 受給者証の交付を受ける前に受診した場合
- 兵庫県外の医療機関等で受診した場合

### 払い戻し手続について

- (1) 医療機関等からの請求金額を支払い、領収書を必ずもらってください。
- (2) お住まいの区の区役所・支所または出張所の福祉医療担当窓口でのお手続が必要ですので、以下のものをご持参ください。

- ・ **領収書**
- ・ **健康保険証**
- ・ **印かん**（スタンプ印は不可）
- ・ **受給者証**（または資格認定通知書）
- ・ **通帳などの振込先口座のわかるもの**



次のような場合は、加入されている健康保険（各種健康保険組合等）が発行する「**支給決定通知書**」または「**療養費等支給状況証明書**」（※）が必要ですので、事前にご相談ください（神戸市国民健康保険に加入されている方は不要です）。

- ・ 高額療養費の支給対象となり得るとき
- ・ 附加給付金の支給対象となり得るとき

※ 「療養費等支給状況証明書」は、**当ホームページから様式をダウンロードできます。**

また、お住まいの区の区役所・支所または出張所の福祉医療担当窓口にも様式がありますので、ご利用ください。

### 【手続概要】

